



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027) 288-0371 FAX(027) 230-8052

【 記事 】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和7年度体制
- 3 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 4 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化について
- 5 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地確認
- 6 鶏舎の温度管理等の徹底をお願いします。
- 7 適格請求書（インボイス）の発行について
- 8 令和7年「定期報告書」の提出がお済でない方へ
- 9 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い

【 添付資料 】

- ・ 令和6年度国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- ・ 家畜伝染病対策の強化について
- ・ 高病原性鳥インフル対策のポイント
- ・ 適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ・ 上州地鶏 生産者募集中！
- ・ 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？

◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

今年度、旧家畜衛生研究所が中部農業事務所家畜保健衛生課と組織再編により統合され、中部農業事務所家畜保健衛生課病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係となりました。畜産農家との対応から精密検査に至るまで、家畜衛生に関して一体的に実施できることは業務の効率化及び強化につながるものと考えております。

さて、中部管内では令和5年1月に3例の高病原性鳥インフルエンザ、令和7年1月から現在までに4例の豚熱が発生しています。今までも飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るために立入検査を実施してきていますが、今後は二度と発生させないための「一歩踏み込んだ対策」を検討していく所存です。本年度4月に8名の職員が配属になり、心機一転対応して参りますので今後ともよろしくお願いいたします。

中部農業事務所家畜保健衛生課長

（中部家畜保健衛生所長）林 省二

◆◆ 令和7年度体制 ◆◆

家畜衛生研究所が中部家畜保健衛生所の病性鑑定施設となり、病性鑑定第一係、第二係となりました。本年度は以下の体制です。

個人情報のため、氏名等は削除

●令和7年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

課長		
次長 		
環境衛生係 （環境指導、定期報告、耳標、 公共牧場、馬、山羊、めん 羊、死亡牛届出等）	係長	
		
		
防疫第一係 （牛、蜜蜂）	係長 	
		
防疫第二係 （豚、鶏）	係長	
		
		
病性鑑定専門官 		
病性鑑定第一係 （ウイルス、細菌）	係長	
		
病性鑑定第二係 （病理、生化学）	係長	
		

◆◆ 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況 ◆◆

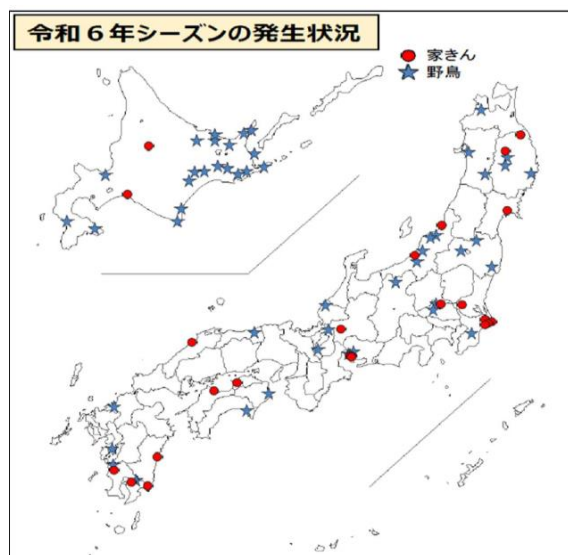
○家きんにおける発生状況について

令和6年度シーズンの初動は、令和5年度シーズンと比較すると家きんにおいて初発日は早く令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、令和7年4月1日時点で、14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分されました。

家きんでの発生はトップシーズンである1月に発生が急増し、令和7年1月以降に愛知県、岩手県、鹿児島県、宮崎県、千葉県などで相次ぎ確認されています。高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥は北海道においては5月も確認されていますので、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。

○野鳥における発生状況

野鳥においては、令和6年9月30日から令和7年5月19日までに1道18県216事例の高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥を確認しており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられます。



◆◆ 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化について ◆◆

令和7年4月18日に公表された、農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部から令和6年シーズンの発生に関する疫学検討（中間とりまとめ）の結果、以下の対策等が重要との見解がありました。（詳細は添付資料②をご参照ください。）

1. 養鶏密集地域における対策

① 地域一体の対策

→ 日頃から地域の農場間で飼養衛生管理状況等について情報交換するなど、地域一体の対策が重要。

② カラス等野鳥の誘引防止

→ 特に堆肥舎はカラス等の野鳥を誘引しやすいため、防鳥ネットの設置はもとより、家きんの死体や破卵等を焼却等により適切に処理することが必要。

以下のような堆肥舎内に卵や廃鶏の放置は野鳥を誘引しやすい！



③異状の早期発見・早期通報

→養鶏密集地域で発生確認が遅れることは、非常に大きい感染拡大のリスク。

早期通報等の重要性を地域全体で認識共有することが必要。

④塵埃（じんあい）を介したウイルスの侵入防止対策

→少なくともシーズン中は、フィルター、細霧装置、不織布設置など、通常の飼養衛生管理基準より一段踏み込んだ塵埃の侵入防止対策が有効。

✓ 入気口フィルター



✓ 細霧装置



⑤野鳥・野生生物のすみか対策

→野鳥等のすみか・隠れ家となりうる農場周辺等の雑草・樹木等の除去や農場内の整理整頓



⑥共同利用施設での衛生管理措置の実施

→堆肥舎や死亡家きん処理施設の共用に伴う交差汚染を防止するため、これら共用施設における適切な衛生管理措置の実施が重要。

⑦家きん農場密集地域での発生時の対応

→続発防止のため発生の際速やかな初動対応を行えるよう、日頃から発生時の対応を地域でよく協議し、発生の際には消毒等を協力し実施することが重要。

2. 既発農場、大規模農場における対策

①既発農場における対策

→過去発生農場及びその周辺は、発生・続発リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理の遵守徹底や発生に備えた消毒薬備蓄等の対策が重要。

②大規模農場における対策

→特に 20 万羽以上の飼養農場においては、農場の分割管理に取り組み、発生時の殺処分対象家きんを削減することが有効

◆◆ 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地調査 ◆◆

令和 6 年度シーズンにおいても鶏インフルエンザの発生が多数認められています。農場の飼養衛生管理を改めて見直し、改善していくことが、農場を疾病から守るためには必要不可欠です。今年度も引き続き、飼養衛生管理基準の遵守確認のため農場訪問を予定しています。日程調整のため順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、飼養衛生管理基準で定められている埋却地の確保について、ご用意いただいている土地が埋却に適しているかの現地調査を実施予定です。調査は家保だけでなく、実際に埋却を行う群馬県建設業協会や中部農業事務所農村整備課も同行し、埋却地の面積や状況の確認をさせていただきます。こちらも順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。



◆◆ 鶏舎の温度管理等の徹底をお願いします。 ◆◆

5、6月は天候により寒暖差の大きい日があると考えられます。鶏舎内温度が大きく変動すると、鶏も体調を崩しやすくなり、感染症の発生や死亡数の増加につながる恐れがあります。日頃から、鶏舎内温度をはじめ、換気の頻度、餌や飲水の供給ラインなどの点検・整備を徹底し、管理失宜による死亡鶏を最小限に抑えるようにお願いします。

◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が導入されました。家保手数料の中には消費税の課税対象となっているものがあります。課税対象となる検査の詳細は同封のパンフレットをご覧ください。インボイスの発行を希望される方は、パンフレットにある発行依頼書を FAX 等で送付してください。1 年間(1-12 月)をまとめて発行するか、希望する期間（最短で 1 か月単位）を区切って発行を依頼してください。

◆◆ 令和7年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。令和7年1月30日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

◆◆ 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い ◆◆

降雨により家畜排せつ物や堆肥が近隣の土地や道路、河川等に流出することが心配されます。

- ・畜舎、堆肥舎の定期的な点検・修繕、清掃等はできていますか？
- ・畜舎、堆肥舎への雨水の侵入を防ぐ対策はできていますか？
- ・堆肥をほ場に散布したら、速やかに耕うんするようお願いします。

近年、突然、大量の雨が降ることが増えています。

日頃から、家畜排せつ物や堆肥の適正な管理をお願いします。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。